| 主眼事項 | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１の１　指定地域密着サービスの事業の一般原則　 | □　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。◆平１８厚労令３４第３条第１項　□　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平１８厚労令３４第３条第２項□　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ◆平１８厚労令３４第３条第３項□　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平１８厚労令３４第３条第４項　 | 適・否 | 責任者等体制の有・無研修等実施の有・無 |
| 第１の２　　　基本方針＜法第７８条の３第１項＞ | □　指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行っているか。◆平１８厚労令３４第４条　◎　基本方針　　　　指定夜間対応型訪問介護は、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものであり、対象者は一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯や中重度の者が中心になると考えられるが、これらの者に限定されるものではないことに留意すること。◆平18解釈通知第3の二の１（１）□　上記に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条第二項に規定する政令で定める者（施行規則第二十二条の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。（主眼事項第２の３参照。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うためのオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下「随時訪問サービス」という。）を提供しているか。 ◆平１８厚労令３４第５条第１項□　オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に１箇所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。　◆平１８厚労令３４第５条第２項◎　指定夜間対応型訪問介護　◆平１８解釈通知第３の二の１（２）　　①　指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを一括して提供しなければな　らないものであるが、利用者はケアコール端末（基準第８条第３項に規定する利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器をいう。以下同じ。）を有していることが条件となる。したがって、ケアコール端末を持たず、定期巡回サービスのみの利用であれば、指定夜間対応型訪問介護に含まれず、通常の指定訪問介護を利用していることとなる。　　②　指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、各事業所において設定することになるが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から６時までの間は最低限含むものとする。なお、８時から18時までの間の時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、指定訪問介護を利用することとなる。　　③　定期巡回サービスの提供回数については、特に要件は設けておらず、事業者と利用者との間で取り決められるものである。　　④　指定夜間対応型訪問介護事業所が指定訪問介護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定を併せて受けることは差し支えない。　　⑤　オペレーションセンターとヘルパーステーションは同一の場所が望ましいが、オペレーションセンターとヘルパーステーションの連携が確保され、業務に支障がない場合は、事業の実施地域内なら別々の場所としても差し支えない。　　　　また、隣接する複数の市町村で1つの事業所がそれぞれの市町村から指定を受ける場合、オペレーションセンターは所在地の市町村に、ヘルパーステーションは他の市町村に設置されることが考えられるが、こうした形態で事業を実施することは差し支えない。　　⑥　オペレーションセンターを設置しないことができる場合とは、具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、指定夜間対応型訪問介護事業所と利用者の間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能であることを想定している。 | 適・否 | □　特に「自立支援」　の観点からサービス　を提供しているか※点検月の利用者数 年 月： 人□　オペレーションセンターを設置しているか。未設置の場合の理由（　　　　　　　　）□　サービス提供時間　：　　～　　：□　ケアコール端末を持たず、定期巡回サービスのみとなっていないか。□　サービス提供時間に22時から6時が含まれているか。□　サービス提供時間に８時から18時が含まれてはいけない。□　オペレーションセンターとヘルパーステーションが別の場所にある場合、連携が確保され、業務に支障がでていないか。 |
| 第１の３　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではないか。　◆平２５市条例５第７条第１項□　前項の事業所は、その運営について、暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。　◆平２５市条例５第７条第２項 | 適・否 |  |
| 第２ 人員に関　する基準＜法第７８条の４＞１従業者の員 数等 | □　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、主眼事項第１の１基本方針の記載のとおりオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。 ◆平１８厚労令３４第６条 | 適・否 |  |
| ２ オペレーシ ョンセンター　従業者(1)オペレータ　　ー | □　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１以上配置しているか。　◆平１８厚労令３４第６条第１項第１号□　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てているか。　ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、１年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの（※）にあっては、３年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。 ◆平１８厚労令３４第６条第２項　　（※） サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に従事した期間において、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第78号）による改正前の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成２４年厚生労働省告示第118号）第３号に該当していた者（（３年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの)（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者第一号又は第二号に該当する者として、サービス提供責任者の業務に１年以上従事したものを除く。））とする。□　オペレーターは専らその職務に従事する者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。　　　◆平１８厚労令３４第６条第３項□　夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 　　　◆平１８厚労令３４第６条第４項ア　 指定短期入所生活介護事業所 イ　 指定短期入所療養介護事業所 ウ　 指定特定施設 エ　 指定小規模多機能型居宅介護事業所 オ　 指定認知症対応型共同生活介護事業所 カ　 指定地域密着型特定施設 キ 　指定地域密着型介護老人福祉施設 ク　 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ケ　 指定介護老人福祉施設 コ　 介護老人保健施設 サ　 介護医療院 □　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。　　　　◆平１８厚労令３４第６条第５項□　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。　　　　◆平１８厚労令３４第６条第６項□　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。　◆平１８厚労令３４第６条第７項◎　オペレーターについて◆平１８解釈通知第３の二の２（１）①　　イ　オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターとの緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として１年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修２級修了者にあっては、３年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができることとしている。この場合、「１年以上（３年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものであること。ロ　オペレーターは、提供時間帯を通じて１以上配置している必要があるが、指定夜間対応型訪問介護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えないこと。また、午後６時から午前８時までの時間帯は、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時１以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。ハ　オペレーターは、原則として利用者からの通報を受ける業務に専従する必要があるが、利用者の処遇に支障がない場合は定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができること。なお、オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件も同時に満たすものであること。また、オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができることとしているが、これは、例えば、市町村が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた365日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと指定夜間対応型訪問介護のオペレーションセンターの共用が可能であり、オペレーターは、この市町村が行う事業の受信センター職員が行う業務に従事することができるということである。ニ　オペレーターは、利用者からの通報を受け、訪問の要否等の必要性を判断する能力が求められることから、看護師、介護福祉士等の資格を有する者としたものであるが、オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、オペレーターは、訪問介護員等の資格を有する者で差し支えない。ホ　オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事できること。基準第６条第６項における「利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合であること。ヘ　同一敷地内の施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員（イの要件を満たす職員に限る。）をオペレーターとして充てることができることとしていること。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができること。ただし、当該職員が定期巡回サービス又は随時訪問サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方についてはハと同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意すること。ト　面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置することとしたものである。◎　オペレーションセンターを設置しない場合には、オペレーションセンター従業者が行うことになっているオペレーションセンターサービス及び夜間対応型訪問介護計画の作成業務については、訪問介護員等が行うことで足りる。　　　　　　◆平18解釈通知第3の二の２（１）②ハ | 適・否 | オペレーターの人数氏名（　　　　　　　　）資格（　　　　　　　　）□　オペレーター（専従）として１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数が確保されているか。□　オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員となっているか。　　ただし、オペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターとの緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として１年以上従事した者でも可□　オペレーターは基本的に専従。　処遇に支障がない場合は、同一敷地内の他の業務と兼務可兼務内容（　　　　　　　　）□　オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、オペレーターは、訪問介護員等の資格を有する者で差し支えない。 |
| (2) 面接相談員 | □　利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保するために必要な数以上を配置しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第６条第１項第１号◎　面接相談員は、利用者からの通報を受けた場合に適切に対応できるようにする観点から、日中の面接等を通じて利用者の状況を把握するために配置することとしたものである。したがって、面接相談員については、オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めることが必要である。　　また、面接相談員は、面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーターや訪問介護員等や管理者が従事することも差し支えない。　　　　◆平18解釈通知第3の二の２（１）①ト　*Ｈ18　Ｑ＆Ａ　Vol.127 問22**問　昼間に利用者の面接を行う面接相談員は何時間勤務しなければいけないのか。**回答　面接相談員の最低勤務時間数は設定していないが、面接相談員は、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握するため利用者の面接を行うとともに、１月ないし３月に１回程度利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等的確な把握に努め、利用者等に対し、適切な相談や助言を行うことになっており、こうした業務を適切に行うために、利用者数等を勘案して、必要な時間数の勤務が確保できていることが必要である。* | 適・否 | 面接相談員の人数氏名（　　　　　　　　）□　面接相談員については、オペレーターと同様の資格又はこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めること。□　オペレーターとして1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数が確保されているか。 |
| ３　定期巡回サービスを行う訪問介護員等 | □　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　　定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上を配置しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第６条第１項第２号◎　訪問介護員等　　　　　◆平18解釈通知第3の二の２（１）②イ、ロ、ニイ　定期巡回サービスを行う訪問介護員等については、最低必要となる人員要件は定められていないが、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数の職員を確保するものとする。　　　　ロ　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は当該職務に専従し、かつ、提供時間帯を通じて１以上配置している必要があるが、定期巡回サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所並びに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができることとしているほか、オペレーターが当該業務に従事することも差し支えないこと。また、午後６時から午前８時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。さらに、サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たすものである。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。ハ　定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行う訪問介護員等の業務は、基本的には看護師が行うことはできないが、「介護員養成研修の取扱細則について」老振発第0620001号厚生労働省老健局振興課長通知）の取扱いのとおり、介護員養成研修の実施主体である各都道府県の判断により、看護師の資格を有していることをもって訪問介護員として認める取扱いとしても差し支えない。　　　　なお、看護師の資格を有する者を訪問介護員等として雇用する場合は、訪問介護員として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではないこと。（※）◆平18解釈通知第3の二の２（１）②ニ　◎　訪問介護員等の資格要件　　　　◆平１８厚労令３４第５条第１項　　※　訪問介護員等とは、次のいずれかである。 　ア　介護福祉士　　イ　看護職員（看護師、准看護師）　　ウ　社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（実務者研修修了者）　　エ　介護職員初任者研修課程を修了した者　　オ　旧介護職員基礎研修を修了した者　　カ　旧訪問介護員養成研修１～２級課程を修了した者 　キ　介護保険法施行前に当該研修に相当する研修を修了した者 | 適・否 | 定期巡回サービスを行う訪問介護員等　（　　　　）人□　看護師が訪問介護員として雇用された場合、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行えない。□　左記ア～キのいずれかの資格あるいは研修修了証はあるか。 |
| ４　随時訪問サービスを行う訪問介護員等 | □　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　　随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上配置しているか。　◆平１８厚労令３４第６条第１項第３号◎　訪問介護員等　　主眼事項第２の３訪問介護員等の資格要件を参照　　 | 適・否 | 随時訪問サービスを行う訪問介護員等　（　　　　）人□　サービス提供時間帯を通じて、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上となっているか。□　看護師が訪問介護員として雇用された場合、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務を行えない。□　訪問介護員等の資格はあるか。 |
| ５　管理者 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。 ◆平１８厚労令３４第７条◎　管理者　◆平18解釈通知第3の二の２（２）　　　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーションセンター従業者（面接相談員を含む。）又は訪問介護員等としての職務に従事する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業所の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。①　当該指定夜間対応型訪問介護事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所又は指定定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業所の職務に従事する場合②　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに指定夜間対応型訪問介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。）　　　　なお、管理者はオペレーションセンター従業者又は訪問介護員等である必要はないものである。　*Ｈ18　Ｑ＆Ａ　Vol.127 問21**問　管理者は常勤専従であるが、事業所の夜間の営業時間帯に必ず勤務しなければならないのか。**回答　管理者は、必ずしも夜間の営業時間帯に勤務している必要はないが、夜間対応型訪問介護が適切に行われているかを把握し、事業所全体を管理できるような勤務体制を確保しつつ、常勤で勤務し、専ら管理者の職務に従事することが必要である。ただし、事業所の管理業務に支障がないときは、事業所の他の職務を兼ねることができる。* | 適・否 | 氏名：　　　　　　（　　　　　　　　）職種：（　　　　　）兼務する職：（　　　　　　　　）□　管理者は基本的に　常勤・専従となってい　るか　　ただし、事業所の管理業務に支障がないときは、事業所の他の職務を兼ねることができる。 |
| 第３　設備に関する基準＜法第７８条の４＞１　設備及び　　備品等 | □　指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。　 ◆平１８厚労令３４第８条第１項□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第1号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 一　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 二　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等　 ◆平１８厚労令３４第８条第２項□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。　　　◆平１８厚労令３４第８条第３項□　指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第３条の６に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。　　　　◆平１８厚労令３４第８条第４項◎　設備等に関する基準　　　　　◆平18解釈通知第3の二の３(1)　指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定夜間対応型訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。(2)　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。(3)　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定夜間対応型訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。(4)　利用者からの通報を受け付けるための機器については、必ずしも当該オペレーションセンターに設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできること。　　　　また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えないこと。したがって、通報を受け付ける機器としては、一般の携帯電話等であっても差し支えないこと。(5)　利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内のネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はない。また、常時利用者の情報にアクセスする体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれるものである。(6)　利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報が適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えないものである。(7)　利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものであることが望ましい。(8)　オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布す　るケアコール端末は必要となるものである。(9)　指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてこれらの事業が一体的に運営されている場合は、オペレーションサービスの提供に必要となる設備を双方の事業で共用することができるものである。*Ｈ19全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議資料　全国老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するＱ＆Ａ　問４**＜問＞オペレーションセンターを設置しない夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定する事業所においてもオペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は必要とされているが、どのようなものであればよいのか。**＜回答＞**１　利用者に配布するケアコール端末は、オペレーションセンターを設置する事業所と同様、定期巡回を行う訪問介護員等に簡単に通報可能なものである必要がある。**２　また、利用者からの通報を受ける訪問介護員等の「オペレーションセンターにおける通信機器に該当するもの」とは、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）に比べて利用者数が限定されることからオペレーションセンターのように利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者から通報があった際に、瞬時にそれらの情報を把握できるようなものである必要はなく、適切に利用者から通報を受信できるものであれば足りる。* | 適・否 | □　届出図面と変更ないか（あれば変更届要）□　オペレーションセンターごとに、機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。□　利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。□　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けているか。□　プライバシーが確保できる相談スペースがあるか。□　ケアコール端末として何を使っているか（　　　　　　　　）□　オペレーションセンターを設置しない場合にあっても、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は用意しているか。 |
| 第４　運営に　　関する基準＜法第７８条の４＞１　内容及び　　手続の説明　　及び同意　 | □　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、主眼事項第４の22に規定する重要事項に関する規程の概要、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆平１８厚労令３４第３条の７第１項準用　◎　記載すべき事項は以下のとおり。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（２）①準用 ア　運営規程の概要（重要事項に関する規定の概要） イ　夜間対応型訪問介護従業者の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。□　利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。　　　一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの　　イ　指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　　ロ　指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）ハ　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第183条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ◆平１８厚労令３４第３条の７第２項準用□　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっていか。 ◆平１８厚労令３４第３条の７第３項準用□　第２項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ◆平１８厚労令３４第３条の７第４項準用□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申　込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。◆平１８厚労令３４第３条の７第５項準用　一　第２項各号に規定する方法のうち指定夜間対応型訪問介護事業者が使用するもの 　二　ファイルへの記録の方式 □　前項の規定による承諾を得た指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の７第６項準用 | 適・否 | □　最新の重要事項説明書で内容確認□　利用申込者の署名等があるもので現物確認★苦情申立窓口に以下の記載が漏れていないか□　宮津市（健康・介護課）□　国民健康保険連合　　会★運営規程と不整合ないか□職員の員数□営業日・営業時間□通常の事業実施地域□利用料・その他費用 |
| ２　提供拒否の禁止 | □　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。◆平１８厚労令３４第３条の８準用　◎　サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。　　　◆平18解釈通知4第3の一の４（３）準用①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | 適・否 | 【　事例の有・無　】あればその理由 |
| ３　サービス提供困難時の対応 | □　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定夜間対応型訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の９準用 | 適・否 | □　地域外からの申込例があるか。その際の対応（断った、応じた等） |
| ４　受給資格 等の確認 | □　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１０第１項準用□　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。　◆法７８条の３第２項、平１８厚労令３４第３条の１０第２項準用 | 適・否 | □　対処方法確認（申込時にコピー等）□　記載例あるか。あれば当該事例の計画確認 |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | □　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。◆平１８厚労令３４第３条の１１準用□　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１１第２項準用 | 適・否 | 【　事例の有・無　】あれば、その対応内容【　事例の有・無　】あれば対応内容 |
| ６　心身の状況等の把握 | □　サービスの提供に当たっては、オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）による利用者の面接によるほか、指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１２準用 | 適・否 | □　オペレーションセンター従業者の利用者面接頻度（　　　　　　）□　サ担会議参加状況（　　　　　　　　）□　やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか |
| ７　指定居宅介護支援事業者との連携 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ◆平１８厚労令３４第３条の１３第１項準用□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１３第２項準用◎　居宅介護支援事業者等との連携　◆平18老計発第0331004第3の一の４（７）準用　　　基準第３条の13第１項は、指定夜間対応型訪問介護の随時訪問サービスは、利用者からの通報により随時に提供されるサービスであることから、給付管理を行う居宅介護支援事業者との連携を密にしておかなければならないこととしたものである。　　　また、指定夜間対応型訪問介護は、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に行われるよう、常に保健医療サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならないこと規定したものである。 | 適・否 | □　開始時の連携方法確認（　　　　　　　　）□　医師等との連携方　　法（　　　　　　　　）□　終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等） |
| ８　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定夜間対応型訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。　　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１４準用◎　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助　　　基準第３条の14は、施行規則第65条の４第１項第１号イ又はロに該当する利用者（※）は、指定夜間対応型訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定夜間対応型訪問介護事業者は、同項第１号イ又はロにも該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定夜間対応型訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないことを規定したものである。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（８）準用　※「施行規則第65条の４第１項第１号イ又はロに該当する利用者」とは、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいう。 | 適・否 |  |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、居宅サービス計画（法第８条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の４第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定夜間対応型訪問介護を提供しているか。◆平１８厚労令３４第３条の１５準用　◎　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供　　　基準第３条の15は、指定夜間対応型訪問介護は居宅サービス計画に沿って提供されなければならないことを規定したものである。指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービス、随時訪問サービスを利用者の心身の状況に応じて、柔軟に提供するものであり、随時の訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、基準第3条の13の趣旨を踏まえて適切な連携を図るものとする。◆平18解釈通知第3の一の４（９）準用 | 適・否 | □　夜間対応型訪問介護計画は居宅サービス計画に沿って作成されているか。 |
| 10　居宅サービス計画等の変更の援助 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１6準用◎　居宅サービス計画等の変更の援助　　　基準第３条の16は、指定夜間対応型訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定夜間対応型訪問介護が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定夜間対応型訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないことを規定ものである。◆平18解釈通知第3の一の４（１０）準用 | 適・否 | □　介護支援専門員への　計画変更の相談事例　　の　有・無（　　　　　　　　　） |
| 11　身分を証する書類の携行 | □　夜間対応型訪問介護事業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１７準用　◎　証書等には、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の名称、当該従業員の氏名の記載があるか（写真の貼付、職能の記載は努力義務）　　◆平18解釈通知第3の一の４（１１）準用 | 適・否 | □　身分証を確認（常に携行すること） |
| 12　サービスの提供の記録 | □　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１８準用　◎　利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載すべき事項　　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（１２）①準用 ア　サービスの提供日 イ　サービス内容 ウ　保険給付の額　　エ　その他必要な事項□　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。（→要記録保存）　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１８第２項準用　 ◎　その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（12）②準用 | 適・否 | □　個人記録確認　記録なければ提供なしとみなす□　開示内容確認　　希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法 |
| 13　利用料等1の受領 2　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　3　　　　　　4 | □　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定夜間対応型訪問介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１９第１項準用□　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の１９第２項準用◎　利用料等の受領　　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（13）②準用　　　基準第３条の19第２項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定夜間対応型訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定夜間対応型訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定夜間対応型訪問介護サービスのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。　　イ　利用者に、当該事業が指定夜間対応型訪問介護サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。　　ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定夜間対応型訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。　　ハ　指定夜間対応型訪問介護の事業の会計と区分していること。□　前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。◆平１８厚労令３４第３条の１９第３項準用◎　同条第３項は、指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供に関して、前２項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（13）③準用□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。　◆平１８厚労令３４第３条の１９第４項準用◎　同条第４項は、指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（13）④準用◎　指定夜間対応型訪問介護事業者は、同条第１項から第３項までの利用料等を徴収することは認められるが、利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められないものである。なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものである。◆平18解釈通知第3の一の４（13）⑤準用 | 適・否 | □　領収証確認【償還払の対象で10割徴収の例の有・無　】□　介護保険給付外サービスは行っているか。（　　　　　　　　）□　保険外サービスは介護保険給付対象サービスと明確に区分されているか。□　同意が文書で確認できるか□　口座引落や振込の場合、交付方法及び時期□　利用者への説明・同意（有・無）□　交通費受取の　　有・無□　ケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は不可　※通信料（電話代）は徴収可。 |
| 14　保険給付の請求のための証明書の交付　 | □　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。◆平１８厚労令３４第３条の２０準用 | 適・否 | 【　事例の有・無　】事例あれば実物控え又は様式確認 |
| 15　指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 | □ 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものであるか。　　　　◆平１８厚労令３４第９条第１項□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆平１８厚労令３４第９条第２項◎　指定夜間対応型訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針　　　◆平18解釈通知第3の二の４（１）①、②①　提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、夜間対応型訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。②　随時訪問サービスの適切な提供に当たって、利用者宅への定期的な訪問等により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行い易い環境づくりに努めるべきものであること。 | 適・否 | □　オペレーションセンターは利用者からの通報に適切に対応しているか。対応記録（有・無）【自主点検の有・無】【第三者評価受診の有・無】 |
| 16　指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 | □　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。　　　　◆平１８厚労令３４第１０条 一　定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。 二　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び１月ないし３月に１回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。 三　随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。 四　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 五　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。六　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。◎　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、基準第17条第２項の規定に基づき、当該記録は、５年間保存しなければならない。　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（１）③、平25市条例５第６条七　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 八　夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。 九　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。 ◎　指定夜間対応型訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針　　　◆平18解釈通知第3の二の４（１）④～⑥④　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。⑤　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者からの連絡内容や心身の状況によっては、指定夜間対応型訪問介護ではなく、医療面からの対応が必要とされる場合があることから、常に指定訪問看護ステーション等の保健医療サービスを提供する者との連携を確保しておくこと。⑥　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えるものとすること。　 | 適・否 | □　１月ないし３月に１回程度、利用者宅への訪問を行い、心身の状況等を把握し、相談及び助言を行っているか。□　利用者からの通報に迅速に対応できているか。拘束事例 人それぞれ記録確認三要件の検討状況の確認「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」□　利用者から合鍵を預る場合、管理方法、紛失した場合の対処方法を記載した文書を利用者に交付しているか。 |
| 17　夜間対応型訪問介護計画の作成    | □　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。　　　　 ◆平１８厚労令３４第１１条第１項◎　夜間対応型訪問介護計画の作成　　①　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下同じ。）は、夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、夜間対応型訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、夜間対応型訪問介護計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。◆平18解釈通知第3の二の４（２）①□　夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ◆平１８厚労令３４第１１条第２項◎　夜間対応型訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。　　　なお、夜間対応型訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該夜間対応型訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。　　◆平18解釈通知第3の二の４（２）②□　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　　　 ◆平１８厚労令３４第１１条第３項◎　夜間対応型訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。したがって、オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（２）③□　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しているか。 ◆平１８厚労令３４第１１条第４項◎　同条第４項は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしたものである。なお、夜間対応型訪問介護計画は、基準第17条第２項の規定に基づき、５年間保存しなければならない。　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（２）④、平25市条例５第６条□　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行っているか。 　　◆平１８厚労令３４第１１条第５項◎　オペレーションセンター従業者は、訪問介護員等の行うサービスが夜間対応型訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。◆平18解釈通知第3の二の４（２）⑤◎　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して指定居宅サービス等の基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定夜間対応型訪問介護事業所については、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から夜間対応型訪問介護計画の提供の求めがあった際には、夜間対応型訪問介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（２）⑥□　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。　　　　 ◆平１８厚労令３４第１１条第６項 | 適・否 | □　全利用者の計画　　　→【有・無】　　　　□　ｱｾｽﾒﾝﾄの方法･様式（　　　　　　　）□　計画書・報告書は利用者毎の作成保管か□　居宅サービス計画と夜間対応型訪問介護計画の整合がとれているか。・長期目標の内容・期間・短期目標の内容・期間□　ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の記録はあるか。□　説明の方法確認同意は文書か□　交付したことを確認できる記録→【有・無】居宅介護支援事業所に対し、夜間対応型訪問介護計画を提供しているか。 |
| 18　同居家族に対するサービス提供の禁止 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供をさせてはならない。◆平１８厚労令３４第３条の２５準用 | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| 19　利用者に関する市町村への通知 | □　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の２６準用　①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。◎　利用者に関する市町村への通知　　　　　◆平18老計発第0331004第3の一の４（18）準用　　　偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることにかんがみ、指定夜間対応型訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。 | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| 20　緊急時等　の対応 | □　訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　◆平１８厚労令３４第１２条◎　訪問介護員等が現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。◆平18解釈通知第3の二の４（３） | 適・否 | 【マニュアルの有・無】従業者への周知方法（　　　　　　　　）【　事例の有・無　】緊急時対応の事例（　　　　　　　　） |
| 21　管理者の責務 | □　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 ◆平１８厚労令３４第１３条第１項□　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。　　　　◆平１８厚労令３４第１３条第２項□　オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っているか。　　　　 ◆平１８厚労令３４第１３条第３項◎　管理者等の責務　　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（４）　　　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者とオペレーションセンター従業者の役割分担について規定したものであり、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に基準第２章第４節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行うこととし、オペレーションセンター従業者は、オペレーションセンターサービスのほか、指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うこととしたものである。 | 適・否 | □　管理者が掌握しているか |
| 22　運営規程 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。　　　　 ◆平１８厚労令３４第１４条　　一　事業の目的及び運営の方針 　　二　従業者の職種、員数及び職務の内容 　　三　営業日及び営業時間 　　四　指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額　　五　通常の事業の実施地域 　　六　緊急時等における対応方法 　　七　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法　　八　虐待防止のための措置に関する事項 　　九　その他運営に関する重要事項◎　運営規程　　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（５）　　　指定夜間対応型訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保するため、同条第１号から第９号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに義務づけたものであるが、同条第４号の「指定夜間対応型訪問介護の内容」とは、オペレーションセンターサービス、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容を指すものであることに留意するものとする。 | 適・否 | □　変更ある場合、変更届が出されているか（人員のみなら4/1付）その他の費用は金額明示か（実費も可）□　通常の事業実施地域は実態に即しているかまた、客観的に区域が特定された記載か★重要事項説明書と不整合ないか□職員の員数□営業日・営業時間□通常の事業実施地域□利用料・その他費用 |
| 23　勤務体制の確保等 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めているか。 ◆平１８厚労令３４第１５条第１項◎　勤務体制の確保等　　　基準第15条は、利用者に対する適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。　　　指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、オペレーションセンター従業者及び訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（６）①□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しているか。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、宮津市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。◆平１８厚労令３４第１５条第２項◎　同条第２項本文は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供するべきことを規定したものであるが、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則（昭和61年厚生省令第49号）第１条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者（同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の２第１項第３号又は第４号に該当する場合を除く。）であってはならないこと。　　　◆平18解釈通知第3の二の４（６）②◎　同条第２項ただし書は、当該夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者によって指定夜間対応型訪問介護を提供するべきであるが、地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、指定夜間対応型訪問介護の実施を可能とする観点から、地域の指定訪問介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対して、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの事業の一部を委託することができることとしたものである。この場合において、「事業の一部」の範囲については宮津市長が判断することとなるが、同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの全てを委託してはならないという趣旨であることに留意すること。したがって、指定夜間対応型訪問介護事業所が定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められないこと。なお、事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、当該契約において、当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。（一部委託の例）イ　利用者50人を担当する指定夜間対応型訪問介護事業所が、事業　所の所在地と一定以上の距離を有する地域に居住する利用者10人に係る定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを当該利用者が居住する地域に所在する指定訪問介護事業所に委託ロ　深夜帯におけるオペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に委託（指定夜間対応型訪問介護事業所は定期巡回サービスを実施）◆平18解釈通知第3の二の４（６）③□　前項本文の規定にかかわらず、 オペレーションセンターサービスについては、宮津市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。　 ◆平１８厚労令３４第１５条第３項◎　同条第３項は、オペレーションセンターサービスに限り、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間での一体的実施ができることとしたものである。この場合において、一体的実施ができる範囲について市町村を越えることを妨げるものではなく、オペレーションセンターサービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所がオペレーションセンターサービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対するオペレーションセンターサービスを１か所の指定夜間対応型訪問介護事業所に集約するような業務形態は想定していない。なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものであるが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。なおオペレーションセンターサービスの一体的実施により、オペレーションセンターサービスを行わない指定夜間対応型訪問介護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス及び随時訪問サービスについては、実施しなければならないこと。　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（６）④□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第１５条第４項◎　同条第４項は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。　　　　　◆平18解釈通知第3の二の４（６）⑤□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。　◆平１８厚労令３４第１５条第５項◎　同条第５項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。　◆平18解釈通知第3の二の４（６）⑥イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。ロ　事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。（<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html>）加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（２２）⑥準用 | 適・否 | □　実際の勤務表を確認（月ごと）□　管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか□　口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならない。□　同一時間帯において、全ての利用者に対する定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスの全てを委託してはならない。□　夜間対応型訪問介護事業所が定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスのいずれも提供しない時間帯が生じることは認められない。□　複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間での一体的実施があるか。【事例：有・無）】□　内部研修実施状況（　　　　　　　　）□　研修計画を作成しているか。 |
| 24　業務継続計画の策定等 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 　　　◆平１８厚労令３４第３条の３０の２第１項準用□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　　　　 ◆平１８厚労令３４第３条の３０の２第２項準用□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平１８厚労令３４第３条の３０の２第３項準用◎　①　基準第３条の30 の２は、指定夜間対応型訪問介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定夜間対応型訪問介護の提供を受けられるよう、指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、夜間対応型訪問介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第３条の30 の２に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。イ　感染症に係る業務継続計画ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ　初動対応ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）ロ　災害に係る業務継続計画ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ　他施設及び地域との連携③　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　　　　　　　　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（２３）準用 | 適・否 |  |
| 25　衛生管理等 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。　◆平１８厚労令３４第３条の３１第１項準用□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。◆平１８厚労令３４第３条の３１第２項準用□　事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。　　◆平１８厚労令３４第３条の３１第３項準用一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三　当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。◎　①　基準第３条の31 第１項及び第２項は、指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者が感染源となることを予防し、また夜間対応型訪問介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。②　同条第３項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。また、平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練夜間対応型訪問介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（２４）準用 | 適・否 | □　従業者健康診断の　　扱い職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法事業所支給品の有･無□　手袋、消毒液等衛生材料は事業所が用意しているか。【指針の有・無】研修及び訓練の開催年１回以上必要【研修】開催日　　年　　月　　日【訓練】開催日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無　【有・無】館染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会おおむね６月に１回開催が必要開催日　　年　　月　　日　　年　　月　　日感染対策担当者名（　　　　　　　　） |
| 26　掲示 | □　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制　その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の32第１項準用□　上記に規定する事項を記載した書面を当事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３２第２項準用◎　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定夜間対応型訪問介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（２５）②準用□　重要事項をウェブサイトに記載しているか。　◆平１８厚労令３４第３条の32第３項準用◎　運営規程の概要、夜間対応型訪問介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定夜間対応型訪問介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条第３項は、指定夜間対応型訪問介護事業所は、原則として、重要事項を当該指定夜間対応型訪問介護事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定夜間対応型訪問介護事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（２５）①準用イ　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。ロ　夜間対応型訪問介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、夜間対応型訪問介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。ハ　介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 44各号に掲げる基準に該当する指定夜間対応型訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第 32 条第３項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第１項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第２項や基準省令第 183条第１項の規定に基づく措置に代えることができること。 | 適・否 | 掲示【有・無】掲示でない場合は代替方法確認ウェブサイト掲載の有無【　有　・　無　】令和７年度から義務化□　苦情対応方法も掲示されているか（窓口として関係区役所・国保連の記載あるか） |
| 27　秘密保持等 | □　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３３第１項準用□　事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３３第２項準用 ◎　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。　◆平18解釈通知第3の一の４（２６）②準用　※　あらかじめ違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。□　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。　　　◆平１８厚労令３４第３条の３３第３項準用　◎　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（２６）③準用 | 適・否 | □　従業者への周知方　　法□　就業規則等確認□　事業所の措置内容□　同意文書確認 |
| 28　広告 | □　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３４準用 | 適・否 | 【　広告の有・無　】あれば内容確認 |
| 29　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | □　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３５準用 | 適・否 |  |
| 30　苦情処理 | □　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚労令３４第３条の３６準用　◎　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、主眼事項第４の26に準ずるものとする。　　　◆平18解釈通知第3の一の４（２８）①準用□　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。　　◆平１８厚労令３４第３条の３６第２項準用 ◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。（苦情の内容等の記録は５年間保存）　　◆平18解釈通知第3の一の４（２８）②準用□　提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３６第３項準用□　市町村からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を市町村に報告しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３６第４項準用□　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平１８厚労令３４第３条の３６第５項準用□　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。◆平１８厚労令３４第３条の３６第６項準用 | 適・否 | 【マニュアルの有・無】一次窓口及び担当者名（　　　　　　　　）□　相談窓口に通常の事業の実施地域の区役所・支所等の連絡先を掲載しているか。□　苦情相談窓口が事業所内に掲示されているか。□　苦情受付事例確認あれば処理結果確認事例の有・無直近事例（　　　年　　月）事例の有・無直近事例（　　　年　　月） |
| 31　地域との連携 | □　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。　◆平１８厚労令３４第１６条第1項◎　地域との連携　◆平18解釈通知第3の一の４（２９）④準用　　　基準第16条第１項は、基準第３条第１項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めているか。　◆平１８厚労令３４第１６条第２項◎　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定夜間対応型訪問介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定夜間対応型訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。　　　　◆平18解釈通知第3の二の4（9）② | 適・否 | □　介護相談員制度を利用しているか。　【有・無】□　同一建物利用者　　【有・無】　有の場合、同一建物以外の利用者【有・無】 |
| 32　事故発生時の対応 | □　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　　　◆平１８厚労令３４第３条の３８準用　◎　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　　　　◆平18解釈通知4第3の一の４（３０）①準用□　事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３８第２項準用 　◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（３０）③準用□　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３８第３項準用　　◎　損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。　　◆平18解釈通知第3の一の４（３０）②準用 | 適・否 | 【マニュアルの有・無】従業者への周知方法□　事例確認事例分析しているかヒヤリハットの有・無賠償保険加入の有・無保険名：賠償事例の有・無 |
| 33　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。　　　　◆平１８厚労令３４第３条の３８の２準用一　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二　当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三　当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。◎　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定夜間対応型訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。・虐待の未然防止指定夜間対応型訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。・虐待等の早期発見指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対す（新設）る相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。・虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定夜間対応型訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することロ　虐待の防止のための指針の整備に関することハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関することニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関するこ　　　　　とホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること②　虐待の防止のための指針(第２号)指定夜間対応型訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定夜間対応型訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）指定夜間対応型訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお 、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。(※)　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者　　　　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（３１）準用 |  | 虐待防止対策の委員会【有・無】周知の方法虐待防止の指針【有・無】虐待防止の研修【有・無】担当者：　　　　　　 |
| 34　会計の区分 | □　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。　◆平１８厚労令３４第３条の３９準用◎　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」に沿って適切に行われているか。　　　　◆平18解釈通知第3の一の４（３２）準用　 | 適・否 | □　指定夜間対応型訪問介護の会計は、他の事業と区分されているか。 |
| 35　記録の整備 | □ 　指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第１７条第１項　□　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。　　　　◆平１８厚労令３４第１７条第２項　一　夜間対応型訪問介護計画 　　二　主眼事項第４の12の提供した具体的なサービスの内容等の記録　　三　主眼事項第４の16の六の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　　四　主眼事項第４の19の市町村への通知に係る記録 　　五　主眼事項第４の30の苦情の内容等の記録 　　六　主眼事項第４の32の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録◎　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等。）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。◆平18解釈通知第3の二の４（１１） | 適・否 |  |
| 36　電磁的記録等 | □　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第４－４及び次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 　　　 ◆平１８厚労令３４第１８３条第１項□　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。　　　　◆平１８厚労令３４第１８３条第２項①　電磁的記録について指定事業者及びサービスの提供に当たる者（以下この⒀において「事業者等」という。）は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。イ　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。ロ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。ａ　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法ｂ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法ハ　その他、地域密着型サービス基準第183 条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、イ及びロに準じた方法によること。ニ　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。②　電磁的方法について事業者等は、交付、説明、同意、承諾、締結等について、事前に利用者又はその家族等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。イ　電磁的方法による交付は、地域密着型サービス基準第３条の７第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。ロ　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。ハ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。ニ　その他、地域密着型サービス基準第183第２項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、イからハまでに準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。ホ　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　　　　　◆平18解釈通知第５の１、２③　その他イ　この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとすること。この場合において、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすることとし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削るものとすること。ロ　単位数の算定に当たって事業者に書類の提出を求める場合にあっては、事業者に過度な負担が生じないよう配慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとすること。 | 適・否 |  |
| 第５　変更の届出等 ＜法第７８条の5＞ | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則第131条の13で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を宮津市長に届け出ているか。　　　◆法第７８条の５、施行規則第１３１条の１３ | 適・否 |  |
| 第６　介護給付費の算定及び取扱い　＜法第４２条の２第２項＞１　基本的事項 | □　事業に要する費用の額は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。　　　◆平１８厚告１２６の一□　事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。　　◆平１８厚告１２６の二　※　１単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。□　１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。　　　　◆平１８厚告１２６の三 | 適・否 | 宮津市：その他10円 |
| ２　夜間対応型訪問介護費の算定  | □　別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定しているか。　◆平１８厚告１２６別表２イロ注１　イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数※　　ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) １月につき2,702 単位注　厚生労働大臣が定める施設基準　　　　◆平２７厚告９６第２７号　　イ　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）　　　　オペレーションセンターを設置していること。　　ロ　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）　　　　オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間対応型訪問介護費（Ｉ）に代えて夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定することができる。◎　夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)と(Ⅱ)の算定　　　夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)は、オペレーションセンターサービスに相当する部分のみを基本夜間対応型訪問介護費として1月当たりの定額とする一方、定期巡回サービス及び随時訪問サービスについては出来高としたものである。基本夜間対応型訪問介護費については、夜間対応型訪問介護を利用する者すべてについて、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの利用の有無を問わず算定することができる。また、定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、１回当たりの時間の長短、具体的なサービスの内容等にかかわらず、１回の訪問ごとに所定の単位数を算定することとなる。一方、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)は、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを全て包括して1月当たりの定額としたものである。オペレーションセンターを設置しない事業所については夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定することとなり、設置する事業所については夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択することができることとしている。　　　　◆平18留意事項通知第２の３（1）□　厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数　　◆平１８厚告２６３別表１～４１　基本夜間対応型訪問介護費（１月につき）　989単位　　　注　利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定単位数を算定する。２　定期巡回サービス費（１回につき）　372単位　　　注　利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。３　随時訪問サービス費（Ⅰ）（１回につき）　567単位　　　注　利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。４　随時訪問サービス費（Ⅱ）（１回につき）　764単位　　　注　次のいずれかに該当する場合において、１人の利用者に対して２人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。　　　　イ　利用者の身体的理由により１人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合　　　　ロ　暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場　　　　　合　　　　ハ　長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合　　　　ニ　その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれかに準ずると認められる場合　*Ｈ19全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議資料　全国老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するＱ＆Ａ　問５**問　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している事業所の場合、電話による対応や訪問サービスが１月に１度もないときには、報酬を算定することはできないのか。**回答　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定する事業所においても、利用者に対してケアコール端末を配布し、利用者から通報を受けることができる体制をとっていることから、夜間対応型訪問介護のうちの「オペレーションセンターサービス」を行っているとみなされるものであり、電話による対応や訪問サービスが一度もない月であっても、報酬を算定することは可能である。*　　*Ｈ19全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議資料　全国老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するＱ＆Ａ　問4**（第３設備に関する基準　設備及び備品等Ｈ19Ｑ＆Ａ問4を参照）**Ｈ19全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議資料　全国老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するＱ＆Ａ　問９**問　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定する事業所について、随時訪問サービスを一晩に複数回行った場合、その回数分の随時訪問サービス費を算定することは可能か。また、指定訪問介護のように空けなくてはならない間隔（概ね２時間以上）はあるのか。**回答　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定する事業所における随時訪問サービス費については、サービス提供の時間帯、１回当たりの時間の長短、具体的なサービス内容等にかかわらず、１回の訪問ごとに算定することになるため、随時訪問サービスを一晩に複数回行った場合でも、その回数分の随時訪問サービス費を算定することが可能である。**また、随時訪問サービスは利用者からの随時の連絡を受けて行うものであり、次回のサービス提供までに空けなければならない間隔の制限はない。**Ｈ19全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議資料　全国老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するＱ＆Ａ　問８**問　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定する事業所について、利用定員を100人とする場合であっても、地域密着型サービスの事業所の指定を行ってもよいか。**回答**１　「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年３月31日老計発第0331004号、（省略）厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）第３の一の１の（2）⑦のとおり、オペレーションセンターを設置しないことができる場合とは、具体的には、利用者の人数が少なく、かつ、指定夜間対応型訪問介護事業所と利用者の間に密接な関係が築かれていることにより、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けた場合であっても、十分な対応を行うことが可能であることを想定している。**２　オペレーションセンターを設置しないにも関わらず、利用定員が100人の場合には、一般的には、夜間対応型訪問介護事業所と利用者の間に密接な関係を築くことは難しく、十分な対応を行うことは困難であると考えるが、そのような場合の事業所の指定については、事業所が適切にオペレーションセンターサービスを実施することができるかどうか、地域の実情も踏まえて各保険者において判断していただきたい。* | 適・否 | ☆　どちらの報酬を算定しているか※　夜間対応型訪問介護（Ⅰ）※　夜間対応型訪問介護（Ⅱ） |
| ３　同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて | □　利用者は同一時間帯に１つの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護と訪問看護を、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。　　　　◆平18留意事項通知第２の１（4） | 適・否 |  |
| ４　高齢者虐待防止未実施減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　　　　◆平１８厚告１２６別表２イロ注２注　厚生労働大臣が定める基準　　　　◆平２７厚告９５第４８号の４◎　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第３条の38の２に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を宮津市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を宮津市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。　　　　　◆平１２老企３６第２の２（５）準用*Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問167**・　高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となる。**・　なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問168**・　過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問169**・　改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画　が提出され、事実が生じた月から３か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。* | 適・否 | 【減算該当の有・無】虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無　【有・無】虐待の防止のための指針の有無　【有・無】虐待の防止のための研修（年１回以上）年　　月　　日担当者名（　　　　　） |
| ５　業務継続計画未策定減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　　　◆平１８厚告１２６別表２イロ注３注　厚生労働大臣が定める基準　　　◆平２７厚告９５第４８号の５◎　業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第３条の 30の２第１項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。なお、経過措置として、令和７年３月 31 日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。　　◆平１２老企３６第２の２（６）準用*Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.６　問7**・　感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。**・　なお、令和３年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問166**・　業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。**・　例えば、通所介護事業所が、令和７年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和７年10月からではなく、令和６年４月から減算の対象となる。**・　また、訪問介護事業所が、令和７年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和７年４月から減算の対象となる。* | 適・否 | 【減算該当の有・無】感染症に係る業務継続計画の有無【有・無】非常災害に係る業務継続計画の有無【有・無】 |
| ６　夜間対応型訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い | □　指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者（指定夜間対応型訪問介護事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所における一月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間訪問対応型訪問介護事業所における１月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については、定期巡回サービス又はサービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。　　　　◆平１８厚労告１２６別表２イロ注５◎　夜間対応型訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物（同一敷地内建物等）に居住する利用者に対する取扱い　　　　　◆平１８留意事項通知第２の３（７）　　①　同一敷地内建物等の定義　　　　イ　「同一敷地内建物等」とは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所と構造上又は外見上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地内（当該指定夜間対応型訪問介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービスの提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の一階部分に指定夜間対応型訪問介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当し、同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。　　　ロ　当該減算は、指定夜間対応型訪問介護事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることを鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算をすべきではないこと。　　（同一敷地内建物等に該当しないものの例）　　　・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合　　　・隣接する敷地であって、道路や河川なのに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合ハ　同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該夜間対応型訪問介護事業所の指定夜間対応型訪問介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。　②　同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義　　　イ　「当該指定夜間対応型訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、「同一敷地内建物等」に該当するもの以外の建物を指すものである。　　　ロ　この場合の利用者数は、１月間（歴月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。　③　同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義　　　イ　同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。　　　ロ　この場合の利用者数は、１月間（歴月）の利用者数の平均を用いる。この場合、１月間の利用者の数の平均は、当該月における１日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとする。　　④　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）における基本夜間対応型訪問介護費については、本減算の適用を受けないこと。　*Ｈ27　Ｑ＆Ａ　Vol.１ 問5**問　月の途中に、集合住宅の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。**回答　集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。**月の定額報酬であるサービスのうち、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬（日割り計算が行われる場合は日割りの後の額）について減算の対象となる。**なお、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。* | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| ７　２人の訪問介護員等による夜間対応型訪問介護の取扱い等 | □　２人の訪問介護員等による夜間対応型訪問介護について、随時訪問サービス費（Ⅱ）が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費にかかる単位数（平成18年厚生労働省告示第263号）別表４の注イの場合としては、体重が重い利用者に排泄介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合等が該当し、注ハの場合としては、利用者の心身の状況等により異なるが、１つの目安としては１月以上定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない者からの通報を受けて随時訪問サービスを行う場合が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために２人の訪問介護員等によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、随時訪問サービス費(Ⅱ)は算定されない。　　◆平18留意事項通知第２の３（２） | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| ８　月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合 | □　月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合　　◆平18留意事項通知第２の３（３）　①　夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、基本夜間対応型訪問介護費に係る所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定する。　②　夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合については、月途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定位数を日割り計算して得た単位数を算定する。　　 | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| ９　夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用について | □　夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用　　　◆平１８留意事項通知第２の３（４）　①　夜間対応型訪問介護費(Ｉ)を算定する事業所を利用している者については、夜間対応型訪問介護費(Ｉ)における定期巡回サービス及び随時訪問サービスは出来高による算定であることから、他の訪問介護サービスを利用していた場合でも、当該夜間対応型訪問介護事業所における定期巡回サービス費又は随時訪問サービス費及び他の訪問介護事業所における訪問介護費の算定をともに行うことはが可能である。　②　夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する事業所においては、定期巡回サービスを含めて１月当たりの包括報酬であることから、当該夜間対応型訪問介護事業所の営業日及び営業時間（地域密着型サービス基準第14条第３号の営業日及び営業時間をいう。）において他の訪問介護事業所のサービスを利用していた場合は、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費を算定することはできない。　　 | 適・否 | 【　該当の有・無　】□　自事業所の営業日及び営業時間に他の訪問介護事業所のサービスを利用しても、他の訪問介護事業所は介護保険に係る報酬請求不可。 |
| 10　24時間通報対応加算 | □　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）について、別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、24時間通報対応加算として、１月につき610単位を所定単位数に加算しているか。　　　　◆平１８厚告１２６別表２イ注４注　厚生労働大臣が定める基準　　　　　◆平２７厚告９５第４９号　イ　日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。　ロ　利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。　ハ　利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。　ニ　利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。◎　24時間通報対応加算について　　　　　◆平１８留意事項通知第２の３（１１）①　本加算は、指定地域密着型サービス基準第５条第１項に規定するオペレーションセンターサービスを日中（８時から18時までの時間帯を含む、当該事業所の営業時間（指定地域密着型サービス基準第14条第３号の営業時間をいう。）以外の時間をいう。以下同じ。）において行う場合、所定単位数を算定するものである。②　なお、本加算は、夜間対応型訪問介護を利用している者であって、日中においてもオペレーションセンターサービスの利用を希望する者について算定するものとする。③　本加算を算定する夜間対応型訪問介護事業所は、利用者からの通報を受け、オペレーターが訪問が必要であると判断した場合は、指定訪問介護事業所に情報提供を行うこととする。当該情報提供を受けた訪問介護事業所は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表１のイ、ロ及びハの注15に規定する「当該利用者の居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合」の取扱いに従い、必要な訪問介護を行うこと。したがって、利用者は、夜間対応型訪問介護事業所と連携体制をとっている指定訪問介護事業所（複数の事業所と連携体制をとっている場合にあってはその全ての事業所）と事前にサービスの利用に係る契約を締結しておく必要があるものである。④　本加算を算定する夜間対応型訪問介護事業所は、緊急の訪問が必要と判断される場合において、対応が可能となるよう、指定訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握しておく必要がある。なお、この場合の訪問介護事業所については、複数でも差し支えなく、また、同一法人の経営する事業所でも差し支えない。⑤　本加算対象となる利用者については、夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中の同居家族等の状況及び在宅サービスの利用状況等を新たに把握すること。⑥　オペレーションセンターにおいては、利用者からの通報について、対応日時、通報内容、具体的対応について記録すること。　*Ｈ21　Ｑ＆Ａ　Vol.1 問124**問　24時間通報対応加算を算定するに当たって、連携する指定訪問介護事業所が訪問介護の対応ができない場合、契約を締結していない訪問介護事業所に訪問介護を依頼し、サービス終了後に契約を締結する取扱いは可能か。**回答　事前に指定訪問介護事業所と契約が必要であるため、認められない。**なお、緊急な通報による対応になることから、常に**[1]指定訪問介護事業所と連携体制をとっておく必要があること、**[2]また、具体的な対応体制について定期的に把握しておくことが必要である。**こうしたことにより、お尋ねのようなことが生ずることのないよう、複数の指定訪問介護事業所との契約を締結しておくことが必要である。* | 適・否 | 【　算定の有・無　】★　以下の基準を満たしているか□必要な人員□連携訪問介護事業所との連絡体制□日中の居宅サービスの利用状況□通報に係る記録日中の通報　　件／点検月の前月内、訪問介護実施　　件／点検月の前月□　訪問介護事業所に情報提供した事例の　有・無□　事前に（複数）、指定訪問介護事業所と契約を締結しているか。 |
| 11　特別地域夜間対応型訪問介護加算 | □　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、特別地域夜間対応型訪問介護加算として、夜間対応型砲門介護費（Ⅰ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に１回につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については１月につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　　　　◆平１８厚告１２６別表２イロ注６◎　「その一部として使用される事務所」とは、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下「サテライト事業所」という。）とし、例えば、本体の事業所が離島等以外に所在し、サテライト事業所が離島等に所在する場合、本体事業所を業務の本処とする夜間対応型訪問介護従業者による夜間対応型訪問介護は加算の対象とならず、サテライト事業所を業務の本処とする夜間対応型訪問介護従業者による夜間対応型訪問介護は加算の対象となるものであること。　　　◆平１８留意事項通知第２の２（８）準用 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 12　中山間地域等における小規模事業所加算 | □　別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の夜間対応型訪問介護従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に１回につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については１月につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。　　　　◆平１８厚告１２６別表２イロ注７◎　当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。◆平１８留意事項通知第２の２（９）④ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 13　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | □　指定夜間対応型訪問介護事業所の夜間対応型訪問介護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第14条第５号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に１回につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については１月につき、所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ◆平１８厚告１２６別表２イロ注８◎　この加算を算定する利用者については、当該利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定夜間対応型訪問介護を行う場合に要する交通費の支払いを受けることはできない。　　　　◆平１８留意事項通知第２の２（１０）準用 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 14　認知症専門ケア加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に１日につき、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）については１月につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　　　　◆平１８厚労告１２６別表２ハ注⑴　夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定している場合（１日につき）㈠ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 　　　３単位㈡ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 　　　４単位⑵　夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定している場合（１月につき）㈠ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 　　　90単位㈡ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)　　 120単位注　厚生労働大臣が定める基準　　　　　◆平２７厚労告９５第３の４号イ　認知症専門ケア加算(Ⅰ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。⑴　事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の占める割合が２分の１以上であること。 ⑵　認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては１に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ⑶　当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ　認知症専門ケア加算(Ⅱ)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。⑴　イ⑵及び⑶の基準のいずれにも適合すること。 ⑵　事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。⑶　認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ⑷　当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 　　　注２　厚生労働大臣が定める者　　　　　◆平２７厚労告９４第３５の２の２号イ　認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定すべき利用者周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者ロ　認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定すべき利用者日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者◎　認知症専門ケア加算について　　　　　◆平１８留意事項通知第２の３（１２）①　「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指し、また、「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する利用者を指すものとする。　　　なお、認知症高齢者の日常生活自立度の確認に当たっては、例えばサービス担当者会議等において介護支援専門員から情報を把握する等の方法が考えられる。②　認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が２分の１以上、又は、Ⅲ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前３月間のうち、いずれかの月の利用者実人員数又は利用延人員数で算定すること（ただし、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定する場合は利用延人員数は用いない。）。また、届出を行った月以降においても、直近３月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合につき、いずれかの月で所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、直近３月間のいずれも所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の５の届出を提出しなければならない。③　「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年３月31 日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年３月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。④　「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。また、「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。⑤　「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。*R６　Q＆A　Vol.１　問17**「認知症介護に係る専門的な研修」や「認知症介護の指導に係る専門的な研修」のうち、認知症看護に係る適切な研修とは、現時点では、以下のいずれかの研修である。**①　日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修**②　日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程**③　日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」**ただし、③については認定証が発行されている者に限る。**R６　Q＆A　Vol.１　問18**認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとなる。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。**医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「２ ( 認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」７の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。**これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを 通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。**R６　Q＆A　Vol.１　問19**専門的な研修を修了した者の配置については、常勤等の条件は無いが、認知症チームケアや認知症介護に関する研修の実施など、本加算制度の要件を満たすためには事業所内での業務を実施する必要があることから、加算対象事業所の職員であることが必要である。**なお、本加算制度の対象となる事業所は、専門的な研修を修了した者の勤務する主たる事業所１か所のみである。**R６　Q＆A　Vol.１　問20**認知症専門ケア加算 （Ⅱ）の認知症介護指導者は、認知症介護指導者研修修了者であり、適切に事業所全体の認知症ケアの実施等を行っている場合であれば、その者の職務や資格等については問わない。**R６　Q＆A　Vol.１　問21**認知症介護指導者養成研修については認知症介護実践研修（認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修）の企画・立案に参加し、又は講師として従事することが予定されている者であることがその受講要件にあり、平成20年度までに行われたカリキュラムにおいては認知症介護実践リーダー研修の内容が全て含まれていたことの経過を踏まえ、認知症介護実践リーダー研修が未受講であっても当該研修を修了したものとみなすこととする。**従って、加算対象となる者が20名未満の場合にあっては、平成20年度以前の認知症介護指導者養成研修を修了した者（認知症介護実践リーダー研修の未受講者）1名の配置で認知症専門ケア加算Ⅱを算定できることとなる。**R６　Q＆A　Vol.１　問22**例えば、平成 18 年度より全国社会福祉協議会が認定し、日本介護福祉士会等が実施する「介護福祉士ファーストステップ研修」については、認知症介護実践リーダー研修相当として認められるか。→本加算制度の対象となる認知症介護実践リーダー研修については、自治体が実施又は指定する研修としており、研修カリキュラム、講師等を審査し、適当と判断された場合には認められる。**R６　Q＆A　Vol.１　問23**認知症介護実践リーダー研修修了者は、「痴呆介護研修事業の実施について」（平成 12 年９月５日老発第 623 号）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号）において規定する専門課程を修了した者も含むものとする。**R６　Q＆A　Vol.１　問24**認知症専門ケア加算における「技術的指導に係る会議」と、特定事業所加算やサービス提供体制強化加算における「 事業所における 従業者 の技術指導を目的とした会議」が同時期に開催される場合であって、当該会議の検討内容の１つが、認知症ケアの技術的指導についての事項で、当該会議 に登録ヘルパーを含めた 全ての訪問介護員等や全ての従業者が参加した場合、両会議を開催したものと考えてよい。**R６　Q＆A　Vol.４　問１**認知症専門ケア加算の算定要件について、加算（Ⅰ）にあっては認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が 50 ％以上、加算（Ⅱ）にあっては認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が20%以上であることが求められているが、算定方法については、認知症 専門ケア加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ又はⅢ以上の割合については、前３月間のうち、いずれかの月の利用者数で算定することとし、利用者数は利用実人員数又は利用延人員数を用いる。なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で認知症高齢者の日常生活自立度区分が変更になった場合は月末の認知症高齢者の日常生活自立度区分を用いて計算する。**R６　Q＆A　Vol.１　問26**認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定するためには、当該加算（Ⅰ）の算定要件の一つである認知症介護実践リーダー研修修了者に加えて、認知症介護指導者養成研修修了者又は認知症看護に係る適切な研修修了者を別に配置する必要があるのか。**→　必要ない。例えば加算の対象者が20 名未満の場合、**・　認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者**・　認知症看護に係る適切な研修を修了した者のいずれかが１名配置されていれば認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定することができる。**（研修修了者の人員配置例）*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| *必要な研修修了者の 配置数* |  | *加算対象者数* |
| *～19* | *20～29* | *30～39* |  |
| *「認知症介護に係る専門的な研修」* | *１* | *２* | *３* | *‥* |
| *認知症介護実践リーダー研修* |
| *認知症看護に係る適切な研修* |
| *「認知症介護の指導に係る専門的な研修」* | *１* | *１* | *１* | *‥* |
| *認知症介護指導者養成研修* |
| *認知症看護に係る適切な研修* |

*（注）認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を１名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ１名配置したことになる。**R６　Q＆A　Vol.３　問４**「認知症介護実践リーダー研修の研修対象者として、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者については、令和９年３月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者」とあるが、「それと同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者」とは、例えば、訪問介護事業所において介護福祉士として７年以上サービスを利用者に直接提供するとともに、そのうちの３年以上、サービス提供責任者としても従事する者を研修対象者として認めていただくことは差し支えない。**R３　 Q＆A　vol.４　問37**認知症専門ケア加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合については、 届出日が属する月の前３月間の利用者数で算定することとし、利用者数は利用実人員数又は利用延人員数を用いる。* | 適・否 | 【　算定の有・無　】日常生活自立度Ⅱ以上の利用者の割合（　　　　　　　％）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）会議の開催頻度（　　　　　に１回）日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合（　　　　　　　％）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（　　　　　　　　）□認知症ケアに関する研修計画を作成しているか日常生活自立度の確認方法（　　　　　　　　） |
| 15　サービス提供体制強化加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、夜間対応型訪問介護（Ⅰ）については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に１回につき、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については１月につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。◆平１８厚告第１２６号別表２ニ注⑴　夜間対応型訪問介護（Ⅰ）を算定している場合㈠ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 ㈡ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 ㈢ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ６単位 ⑵　夜間対応型訪問介護（Ⅱ）を算定している場合㈠ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 154単位 ㈡ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 126単位 ㈢ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 42単位注　厚生労働大臣が定める基準　　　　　◆平２７厚告９５第５０号　　イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　　　次のいずれにも適合すること。　　　⑴ 指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。⑵ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定夜間対応型訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。⑶ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。⑷ 次のいずれかに適合すること。㈠　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。㈡　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　　次のいずれにも適合すること。⑴ イ⑴から⑶までに掲げる基準のいずれにも適合するものであること。⑵ 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。ハ　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　次のいずれにも適合すること⑴ イ⑴から⑶までに適合するものであること。⑵ 次のいずれかに適合すること。㈠　指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。㈡　当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。　◎　サービス提供体制強化加算について　　　◆平１８留意事項通知第２の２（２０）準用　　①　研修について　　　　夜間対応型訪問介護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、夜間対応型訪問介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。　　②　会議の開催について「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は夜間対応型訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の夜間対応型訪問介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、概ね１月に１回以上開催されている必要がある。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。　　　　・利用者のＡＤＬや意欲　　　　・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望　　　　・家庭環境　　　　・前回のサービス提供時の状況　　　　・その他サービス提供に当たって必要な事項③　健康診断等について　　　　健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない夜間対応型訪問介護従業者も含めて、少なくとも１年以内ごとに１回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも１年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。　　④　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものであること。　　　　なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とすること。　　⑤　前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第１の５の届出を提出しなければならない。　　⑥　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。⑦　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。*R３　Q＆A　VOL.４　問13**・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と夜間対応型訪問介護事業所を兼務している職員については、勤務実態、利用者数等に基づき按分するなどの方法により当該職員の常勤換算数を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と夜間対応型訪問介護事業所に割り振った上で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と夜間対応型訪問介護事業所それぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と夜間対応型訪問介護事業所を均等に兼務しているような場合は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と夜間対応型訪問介護事業所で一体的に算出した職員の割合を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と夜間対応型訪問介護事業所の両方について用いても差し支えない。**・ また、実態として定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のみに勤務している職員を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のみでカウントすることは差し支えないが、実態として定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と夜間対応型訪問介護事業所を兼務している職員を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と夜間対応型訪問介護事業所いずれか一方のみにおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。* | 適・否 | 【　算定の有・無　】□　算定内容サービス提供体制加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）□　研修計画はあるか （登録ヘルパーを含む全ての訪問介護員毎の計画が必要。）（個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めているか）□　研修記録はあるか□　会議の記録はある　　か（毎月実施か）　（登録ヘルパーを含　　　む全職員が参画で　　　きているか）□　登録ヘルパーを含む全ての訪問介護員に対して、年に１回健康診断を事業者の負担で実施しているか。（健診記録の保存が必要）前年度（３月除く）の平均で割合を算出【上記算出結果記録の　有・無　】　年度（４月～翌２月）の左記割合数値を３月に確認の上、翌年度加算算定の可否を決定できているか。（不可の場合は速やかに届出要）※　前年度実績６ヶ月ない場合は、前３月平均 　　月　～　　　月 □資格について訪問介護員等の総数 　 人 介護福祉士数（介護職員基礎研修課程修了者） 人 割合 　 ％　(30％以上か)※前年度の点検において６月に満たない事業所の場合は毎月計算が必要 |
| 16　介護職員等処遇改善加算【賃金改善計画の策定と適切な措置】【処遇改善計画の作成・周知・提出】【賃金改善の実施】【処遇改善実績報告書の提出】【労働法令の遵守】【労働保険料の適正な納付】＜①月額賃金改善要件Ⅰ＞＜②月額賃金改善要件Ⅱ＞＜③キャリアパス要件Ⅰ＞　（職員周知）＜④キャリアパス要件Ⅱ＞　（職員周知）＜⑤キャリアパス要件Ⅲ＞　（職員周知）＜⑥キャリアパス要件Ⅳ＞＜⑦キャリアパス要件Ⅴ＞＜⑧職場環境等要件＞　　（職場環境等の改善に係る取組の見える化） | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、宮津市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。　　　　◆平１８厚労告１２６別表２の２ホ注　※　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）主眼事項第６の２～15により算定した単位数に下記「表1」の加算率を乗じた単位数表１　加算率

|  |  |
| --- | --- |
| 夜間対応型訪問介護 | 加算率 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 24.5 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 22.4 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 18.2 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 14.5 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴ | 22.1 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵ | 20.8 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶ | 20.0 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷ | 18.7 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸ | 18.4 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹ | 16.3 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺ | 16.3 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻ | 15.8 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼ | 14.2 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽ | 13.9 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾ | 12.1 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿ | 11.8 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀ | 10.0 ％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁ | 7.6 ％ |

注　別に厚生労働大臣が定める基準　　　　　◆平２７厚労告９５第５１号　　　「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和６年３月15日付け老発0315第２号厚生労働省老健局長通知）」　　イ　介護職員等処遇改善加算（以下「新加算」という。）（Ⅰ）　　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　　⑴　介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、新加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。　　　⑵　当該事業所において、⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、宮津市長に届け出ていること。　　　⑶　新加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について宮津市長に届け出ること。　　　⑷　当該事業所において、事業年度ごとに介護職員等の処遇改善に関する実績を宮津市長に報告すること。　　　⑸　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。　　　⑹　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。　　　⑺　次に掲げる①から⑧までの要件を全て満たすこと。

|  |
| --- |
| ※　新加算（Ⅱ）については⑦の要件、新加算（Ⅲ）については⑥及び⑦の要件、新加算（Ⅳ）については⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、①の要件については、令和６年度中は適用を猶予し、②の要件は、新加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかの算定以前に介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）又は新加算（Ⅴ）⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |

　　（月給による賃金改善）　　　　①　新加算Ⅳの加算額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。　　（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）　　　　②　令和６年５月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和８年３月31日までの間において、新規に新加算（Ⅰ）からⅣまでのいずれかを算定する場合には、初めて新加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施していること。　　（任用要件・賃金体系の整備等）　　　　③　次の㈠から㈢までを全て満たすこと。　　　　　㈠　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　　　　　㈡　㈠に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。　　　　　㈢　㈠及び㈡の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。　　（研修の実施等）　　　　④　次の㈠及び㈡を満たすこと。　　　　　㈠　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　　　　　　ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。　　　　　　ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。　　　　　㈡　㈠について、全ての介護職員に周知していること。　　（昇給の仕組みの整備等）　　　　⑤　次の㈠及び㈡を満たすこと。　　　　　㈠　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みであること。　　　　　　ａ　経験に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　　　　　　ｂ　資格等に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。　　　　　　ｃ　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　　　　㈡　㈠の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。　　（改善後の年額賃金要件）　　　　⑥　経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。　　　　　・　小規模事業所等で加算額全体が少額である場合　　　　　・　職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合　　（介護福祉士等の配置要件）　　　　⑦　サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。　　（職場環境等要件）　　　　⑧　下記「表２」に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容（下記「表２」参照）を全ての介護職員に周知すること。　　　　　　その際、新加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、下記「表２」の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を実施し、新加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は、下記「表２」の取組のうち１以上を実施すること。　　　　　　また、新加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。　　ロ　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　　　　イ⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ⑺の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑦の要件を満たさなくても算定することができる。　　ハ　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　　　　イ⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ⑺の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑥及び⑦の要件を満たさなくても算定することができる。　　二　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　　　　イ⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ⑺の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。　　ホ～ソ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴～⒁　　　　イ⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合するとともに令和６年５月31日時点で表４に掲げる各加算を算定していた介護サービス事業所については、令和６年度中に限り、それぞれ表３に掲げるイ⑺の①から⑧までの要件を満たすことで、新加算の経過措置区分として、新加算（Ⅴ）⑴～⒁までのうち該当する加算区分を算定することができる。　※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。表２　職場環境等要件（令和６年度中）表３　令和６年度中の新加算（Ⅰ）～（Ⅳ）及び（Ⅴ）（経過措置区分）の算定要件表４　新加算（Ⅴ）（経過措置区分）の算定要件（旧３加算の算定状況） | 適・否 | 【　算定の有・無　】□　新加算（Ⅰ）□　新加算（Ⅱ）□　新加算（Ⅲ）□　新加算（Ⅳ）□　新加算（Ⅴ）⑴□　新加算（Ⅴ）⑵□　新加算（Ⅴ）⑶□　新加算（Ⅴ）⑷□　新加算（Ⅴ）⑸□　新加算（Ⅴ）⑹□　新加算（Ⅴ）⑺□　新加算（Ⅴ）⑻□　新加算（Ⅴ）⑼□　新加算（Ⅴ）⑽□　新加算（Ⅴ）⑾□　新加算（Ⅴ）⑿□　新加算（Ⅴ）⒀□　新加算（Ⅴ）⒁□　雇用契約書を確認□　処遇改善計画書を確認□　賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認□　計画書の内容の職員周知方法を確認□　処遇改善実績報告書の確認　　年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出（例：加算を算定する最後のサービス提供月が３月の場合、５月支払となるため、２か月後の７月末となる）□　労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等を確認※①については令和６年度中は適用しない。※③④⑤については令和６年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和６年度当初から要件を満たしたこととして差支えない。□　職員周知方法の確認　□　資質の向上の支援に関する計画を確認□　職員周知方法の確認　□　就業規則、昇給表等を確認□　職員周知方法の確認　※令和６年度中は、「賃金改善後の賃金の見込額が440万円以上であること」とあるのは、「賃金改善額が月額８万円以上又は賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以上であること」とする。※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）※令和６年度中の経過措置（令和７年度以降は要件に変更あり。）□　実施した取組内容の確認□　介護サービス情報公開システム等の確認 |
| 17　サービス種類相互の算定関係 | □　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。　　　　◆平１８厚告１２６別表２イロ注９□　利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けている間は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所以外の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。　　　　◆平１８厚告１２６別表２イロ注１０　*Ｈ19全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会議資料　全国老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するＱ＆Ａ　問７**問　利用者が短期入所生活介護を受けている間は、夜間対応型訪問介護費は算定できないことになっているが、短期入所生活介護を利用している月は、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費や夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）の月額報酬は一切算定できないのか。それとも、短期入所生活介護を受けている期間以外の期間について日割り計算により算定するのか。**回答　利用者が1月を通じて短期入所生活介護を利用し、自宅にいないような場合には、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）とも算定することはできないが、1月を通じての利用でない場合は、算定することは可能である。**また、この場合、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費及び夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）は、日割計算とはならず、月額報酬がそのまま算定可能である。* | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |